

天理市高齢者「食」の自立支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の高齢者であって食事の調理が困難なものに対して、定期的に居宅を訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供する配食サービス（以下「配食」という。）を行うとともに、安否確認を行うことにより、当該高齢者の健康で自立した生活を支援することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 天理市高齢者「食」の自立支援事業（以下「事業」という。）は、事業の対象者（以下「対象者」という。）から提供を受けた各種情報の分析、調整等及び事業利用決定に関する事務を除き、社会福祉法人及び民間事業者（以下「事業者」という。）に委託する。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 天理市に居住し、同市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 65歳以上の在宅でひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者及びこれに準ずる者
- (3) 老衰、心身の障害、傷病等の理由により食事の調理や調達が困難な状況にある者

2 前項第2号に規定する高齢者のみの世帯に属する者に準ずる者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 同居者が就労等により長時間にわたり外出するため、頻繁に日中独居状態となる者
- (2) 障害等のため食事の調理、調達が困難な者と同居している者
- (3) 同居者が18歳以下の者

(事業の内容等)

第4条 事業者が実施する配食は、月曜日から金曜日までの週5日のうち、対象者が指定する日の昼食とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月28日から1月4日までの間及び市

長が必要と認めた日を除く。

2 配食の利用回数は、週3回を限度とする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、事業利用申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(利用の方法)

第7条 事業の提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、配食の利用料として、一食につき仕様書に定める実食弁当代を負担するものとする。

2 利用者は、事業の提供を受けたとき、配食の利用料を直接事業者に支払うものとする。

3 利用者は、事業の内容を変更したいとき、又は事業が不要となったときは、速やかに市長に事業利用変更届（様式第4号）を提出するものとする。

(利用決定の変更)

第8条 市長は、第7条第3項の規定による変更の届を受理したときは、当該届の内容を審査し、変更の内容を決定の上、事業利用変更通知書（様式第5号）により利用者に通知する。

(利用決定の取消)

第9条 市長は、第7条第3項の規定による不要の届を受理したとき、利用者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は正当な理由なく配食の利用料を滞納したとき等事業が適当でないと認めたときは、利用決定を取り消す。

2 市長は、前項の規定により事業の利用決定を取り消したときは、事業利用決定取消書（様式第6号）により利用者に通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。